

応募対象

高校生や  
大学生等

男性の家事・育児参画に関する  
啓発動画コンテスト



やってみて!

撮っても楽しい  
家事・育児



最優秀賞

1名

QUOカード  
2万円分

優秀賞

3名

QUOカード  
1万円分

入賞

6名

QUOカード  
5千円分

応募  
テーマ

## 男性の家事・育児への参加について

男性が、家事・育児に参加することのメリットや、男性が家事・育児に積極的に取り組んでみようと思える内容の動画を募集します。

令和4年度に開催した第1回コンテストの優秀作品はコチラ！

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/37/197040.html>



応募対象

- ・山口県内に居住または山口県内の高等学校等、高等専門学校、専門学校、専修学校、短期大学、大学に在籍している生徒及び学生
- ・山口県内に居住または山口県内の事業所等に通勤している25歳以下の方

応募作品

## テーマに沿った1分以内の動画

※表現方法は問いません（実写、アニメーション、CG等）

※フリー素材の使用については、各サイトの利用規約をよくご確認ください。

（例：「いらすとや」は、作品の著作権が譲渡される本コンテストでは使用不可）

応募期限

令和5年10月31日必まで



問い合わせ・応募先

山口県環境生活部男女共同参画課

〒753-8501 山口市滝町1-1 電話：083-933-2630 FAX：083-933-2639

ホームページ： <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/37/204945.html>



# 【第2回】高校生・大学生等を対象とした男性の家事・育児参画に関する啓発動画コンテスト 応募テーマ「男性の家事・育児への参加について」

## 応募について

男性が、家事・育児に参加することのメリットや、男性が家事・育児に積極的に取り組んでみようと思える内容の動画を募集します。

### ○応募期限

令和5年10月31日（火）まで

### ○作品規定

- ・作品の応募点数に制限はありません。ただし、入賞する作品は1名（1グループ）につき1作品までとします。
- ・応募作品ごとにタイトルをつけてください。

応募方法等、詳しくはこちらのサイトをご確認ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/37/204945.html>



## 個人情報の取り扱い

応募者の個人情報は、当コンテストの運営に必要な範囲で使用し、それ以外の目的には使用しません。作品の利用にあたり、応募者の氏名（グループの場合は、代表者名及びグループ名）、学校名、住所（市町名まで）、作品の説明を公表させていただく場合があります。

## 注意事項

- (1) 募集する作品は、応募者が創作した未発表の作品とします。
- (2) 応募・制作に関する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 作品応募の際、不可抗力の事故等による障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、主催者側は一切の責任を負わないこととします。
- (4) 作品内で確認できる対象物によって肖像権や著作権、その他知的財産権等の第三者への権利侵害があった場合、主催者は一切責任を負いません。
- (5) 応募作品に使用する映像や音楽は、著作権処理が必要ないものを使用するか、必要な処理手続きが済んだものを使用してください。
- (6) 応募者は、応募事業の紹介や記録のために主催者が応募作品を利用することを認めることとします。
- (7) 入賞作品の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）は主催者に帰属します。ただし、応募者がウェブサイト等で、自身の作品として紹介・掲載することを制限するものではありません。
- (8) 入賞作品の応募者は、入賞作品に関し著作者人格権を行使しないものとします。
- (9) 入賞作品は、一部修正等を加え、県が実施する男性の家事・育児参画のための啓発活動に使用することがあります。
- (10) 応募内容や応募作品に関し、虚偽や違反などがあった場合は、入賞作品の発表後でも入賞を取り消し、賞品の返還を求めるものとします。
- (11) 次の内容に該当する又は該当するおそれがあると判断される作品は、審査対象外とします。
  - ・法令等に違反するもの
  - ・暴力的、差別的、卑猥な表現を含む又は犯罪を助長する等公序良俗に反するもの
  - ・企業、政治、宗教等の宣伝又は勧誘を意図するもの
  - ・個人、企業、団体等、他者の名誉を棄損する又はプライバシーを侵害するもの
  - ・第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的財産権を侵害するもの
  - ・虚偽の内容を事実として誤認させたり、錯誤を招くもの
  - ・主催者の名誉・信用を傷付けるもの
  - ・その他コンテストの趣旨にふさわしくない表現が含まれているもの。